

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会

第2回委員会 会議

日時:平成29年7月26日(水) 13:00~15:20

場所:高知共済会館 3階 藤

事務局: それでは定刻となりましたので、ただ今から新たな管理型最終処分場候補地選定委員会第2回委員会を開催いたします。私は環境対策課、課長補佐の岡本でございます。議事に入りますまでの間、私のほうで進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは委員会の開催にあたりまして、高知県林業振興・環境部長の田所からご挨拶を申し上げます。

事務局: 皆さん、こんにちは。

一同: こんにちは。

事務局: 高知県林業振興・環境部長の田所でございます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、また非常に蒸し暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。加えまして、日ごろは本県の環境行政の推進にご理解とご協力をいただいております、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、今回、第2回の委員会でございますが、第1回におきまして、最終処分場の候補地の選定にかかります考え方ですとか、選定エリアの条件、そして公募を実施することについて、ご決定をいただきました。その後、それを踏まえまして、事務局のほうで、そのエリアの選定作業と、公募のほうも6月30日から実施をさせていただきました。それらの結果につきましては、また後ほど、ご報告をさせていただきたいと思っております。それで、今回、第2回におきましては選定エリア、これからさらに絞っていく必要がございますので、1次スクリーニングということで、まだまだ広い面が残っておりますので、そこからいかに効率的に抽出していくかということで、抽出条件のほうを皆さんでご審議いただいて、1次スクリーニングの項目を今回ご決定いただきたいと思いますと考えておるところでございます。

県といたしましても、皆さんから忌憚のないご議論をいただきながら、公明正大で客観的な、そして透明性のあるプロセスで、この選定作業が進められていることを、しっかりと県民の皆様にもお示ししていきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。県といたしましても、この取り組みにつきましては、重要施策と捉えておまして、県といたしましても真摯な取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお

願いいたします。

事務局： それではここで今回初めてご出席いただきますお二人の委員をご紹介します。高知県公立大学法人高知工科大学経済・マネジメント学群、教授、西條辰義委員でございます。

西條委員： 西條です。ぜひ、よろしくお願いいたします。

事務局： 高知市副市長、中澤慎二委員でございます。

中澤委員： 中澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： それではさっそくではございますが議事に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長： そうしましたら、さっそく議事に入っていきたいと思います。今日は1次スクリーニングの方法についてご議論を頂きたいと思います。そうしましたら、主に資料1ですかね

事務局： まず、報告事項が一件。

委員長： そうか。お願いします。

事務局： よろしいでしょうか。それではまず報告事項でございます。着席のまま失礼いたします。第1回委員会におきまして、決定していただきました新たな管理型最終処分場の候補地選定の対象となる土地の公募についてご説明いたします。お手元に募集要領をお配りしております。この募集要領に第1回委員会で決定いただいた項目を整理しております。第1回委員会終了後、この募集要領を作成したうえで、6月30日に公募を開始しております。応募期間は8月31日までの約2ヶ月間としております。公募実施につきましては、これまでに県のホームページへの掲載や県政記者室への情報提供を行ってまいりました。このあと県広報誌、さんSUN高知8月号への掲載、テレビや新聞による広報などを予定しております。この広報を通じて多くの皆様に新たな管理型最終処分場の候補地選定を行っていることを認識していただき、また関心を持っていただきたいと考えているところでございます。また、現在、埋立廃棄物を受け入れておりますエコサイクルセンターの特徴や安全性をお知らせする資料も作成いたしまして、募集要領と同時にお配りしております。この募集要領の最後のページにお付けしております。

次に土地の応募状況でございますが、本日までに南国市内の土地、1件の申請を受理していることを報告させていただきます。なお、公募終了後、9月6日に開催を予定しております第3回委員会においては、応募のあった土地の市町村別の箇所数と大字名を公表させていただくよう考えているところでございます。以上で報告を終わります。

委員長： はい、ありがとうございました。以上、報告でございました。1件、公募に応じたところがあったということでございます。この後、どれだけ出てくる

か分かりませんが、静かに状況を見守っていきたいと思います。そうしましたら、次に議題に入ってまいりたいと思います。議題を見ると1、2、3、4つ、4番の選定スケジュールについては、ちょっと別途になりますけれど、1、2、3については、互いに関連しますので、資料説明はまず一気通貫で行って、そのあと1番、2番、3番と分けて審議をしていきたいと思います。委員の皆さん、よろしくお願いします。じゃあ事務局ほう、よろしくお願いします。

事務局： 私のほうから資料の内容を説明させていただきます。着席で失礼いたします。お手元に配布させていただいている右肩に資料1と書いてあると思うのですが、その2ページをお開きいただきたいと思います。

この2ページでは前回の第1回委員会において決定をしていただきました、選定エリアを定める条件について、選定エリアから除外する3つの区域、これを黄色く着色をしました囲みの中にお示しをしました。①につきましては、最終処分場の施設整備事業にかかります多くの関係者の方の手引書として活用されております『廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領』、この中で示されております土地利用や自然環境保全上の観点からの法規制分類の中から、最終処分場の建設が基本的に困難である法規制として選定していただいた9項目でございます。②は防災面の観点から除外すべき区域として選定していただきました地すべり防止区域以下7項目、③は土地利用計画の観点から除外すべき区域として選定していただきました用途地域以下3項目でございます。なお、第1回委員会におきまして、委員からご提案いただきました土砂災害危険箇所、それと山地災害危険地区につきましては、第3回の委員会以降で検討していただくスクリーニング項目として、整理をさせていただくということにいたしました。次は3ページをご覧ください。

3ページ、ここでは選定エリアの設定方法についてお示しをしております。選定エリアは利用者の利便性ですとか、県中央部における産業廃棄物の排出量の多さを考慮いたしまして、高知市中心部から自動車によりおおむね1時間圏内の範囲の中から、法規制区域等を除外した区域にするということ、既に第1回委員会で決定していただいております。この自動車によりおおむね1時間圏内の範囲としましては、国土交通省がおおむね5年ごとに実施をしております道路交通センサス、こちらによりまして調査をした道路ごとの旅行速度と区間延長、こちらに関します情報を用いまして、それぞれの国道、県道を利用して自動車によりおおむね1時間で到達できる地点、こちらのほうを線で結んでいくということにより設定をいたします。なお、この時に使用いたします旅行速度につきましては、平日の9時から17時までのものとしまして、かつ往路と復路、1回分を平均としたものといたします。このようにして導き出しましたおおむね1時間圏域が、3ページ右側の図でございますが、

赤茶色の線により囲まれた青く塗った範囲でございます。このおおむね1時間圏域から2ページでお示した除外区域を除外した区域を、選定エリアにすることといたします。

次、1ページおめくりいただきまして、4ページをお開きください。このページではESRIジャパン社が、国土地理院長の承認を得まして、国土地理院が発行しております数値地図、こちらを加工、編集した全国市区町村界データ、こちらを使用いたしまして、2ページの除外区域をそれぞれの区域ごとに色分けをして重ね合わせた図面になります。これにおおむね1時間圏域の範囲を表します赤茶色の線を重ねた図面をお示ししております。皆様のお手元には資料2としまして、こちらを拡大しましてA3判の図面をお配りしております。ここで、前方のスクリーンを使いまして、いくつか映し出しますので、前の方をご覧くださいと思います。今、映りましたのが、国有林、保安林の図面でございます。緑色が保安林。

委員長： 線で網掛けしている部分が国有林です。

事務局： はい。次にまた別のこれがL2での津波浸水想定区域でございます。海岸部を中心にしまして、緑色と黄緑色を塗った所が、L2での津波浸水区域でございますので、こういった所も除外をしていくというような区域になります。

次が農用地区域でございます。黄色っぽく塗っている部分が農用地の区域という所で、こういった所も除外をしていく区域ということになります。

それで、今、主だったもので3種類ほど、お見せさせていただきましたけれども、全部の規制区域をそれぞれ色分けして1枚にまとめたものが、この今、4ページでございますけれども、この図でございます。1時間圏域を赤茶色の線に囲んだ所ということで、この赤茶色の線の中の色のついていない区域を選定エリアとするということで考えておりますけれども。

この中で、ちょっと先ほど出ませんでしたけれども、河川区域のデータにつきましては、国土交通省さんのデータをもとに県が編集、加工を行いました。また、活断層のデータにつきましては、活断層データベースを使用しまして、県が加筆、修正したものでございます。茶色に横になったような棒みたいなのが活断層から1km範囲内の区域でございます。

事務局： これは国立公園と県立公園です。

事務局： こちらのほうが先ほどお見せしました、それぞれ色分けされた規制区域を、このピンク色というのでしょうか、色1色で示しましたものでございまして、このおおむね1時間圏内の白地の区域の中から、1次対象調査地を1次スクリーニングで抽出をするということになります。こちらのほうが5ページまでの説明になります。

引き続きまして、6ページから1次スクリーニング項目の案というところに

移ってまいりたいと思います。

7ページをご覧いただきたいと思います。こちらからは選定エリアから1次調査対象地を抽出するための1次スクリーニング項目案を検討してまいります。その前に先ほどのお示しさせていただきました選定エリアについての選定方法より求めました選定エリアの面積が、おおむね1時間圏域の面積が約20万8千ha、そのうちで除外区域の面積が約10万5千haとなりましたので、白地で示された選定エリアの面積が約10万3千haということになりまして、この面積の中から1次スクリーニングを行っていきます。

1次スクリーニング項目としましては、既に前回1回目の委員会で敷地面積の条件を5.5ha以上とすることが決定されておりますので、その他に土地を抽出するために必要な項目といたしまして、その下に右側に赤い所の下にありますような、ア、イ、ウの3つの項目を検討する必要があると考えております。

まずアでございますけれども、幹線道路からの範囲でございます。選定エリアの面積は約10万3千haということで、これは敷地の最低面積5.5haでいいますと、約1.9万倍という広大な面積でありますので、調査対象地へのアクセス性を考慮することが必要であると考えまして、幹線道路からの範囲、距離によりまして、選定エリアを絞り込むことといたします。

次にイとしまして、アの条件によって絞り込んだ選定エリアの中で、最終処分場の整備に適した地形的条件を満足する土地を抽出ということにいたしました。

それから、ウといたしまして、その土地の利用状況を確認し、既に住宅地等として利用されている土地は施設整備に適さない土地であると判断して、それで除外する、ということといたしまして、このア、イ、ウの1次スクリーニング項目の案の具体的な内容につきまして、次の8ページ以降で検討していきたいと考えております。

8ページをお開きください。8ページでは、アとしまして、幹線道路からの範囲につきまして検討いたします。幹線道路につきましては、道路法などで特に明確な定義があるわけではございませんけれども、その地域で主要な道路として利用されている道路が適当であると考えまして、国道、1番です、2番としまして県道、3番としまして、2車線の市町村道を検討するというようにいたしました。なお、国道や県道でも1車線の道路もありますので、そのような道路からの範囲となる土地が抽出箇所に入ってきた場合は、次の2次スクリーニング以降での評価により、検討していく必要があると考えます。

幹線道路からの範囲の考えとしましては、短ければ短いほど効率的であります。そういう数値をどう示すかといった時に、『最終処分場整備の計画・設

計・管理要領』、こちらのほうで幹線道路から最終処分場までの距離が 2km 未満である場合に評価が高くなっているということがございます。また、先行して候補地選定をしております岩手県の選定事例におきましては、既存道路から 2km 未満を候補地選定の条件としております。こうしたことから、幹線道路から直線距離で 2km 以内の範囲にある土地が適当であると考えます。

8 ページの下半分の部分には、幹線道路からの範囲のイメージ図をお示ししております。緑色の線が幹線道路、緑色の線の先端にある丸印が高知市中心部から車でおおむね 1 時間での到達地点。で、青色で塗った範囲が幹線道路から 2km 以内の範囲を表しております。こちらの考え方としましては、ピンク色の楕円が幹線道路から 2km で到達可能な土地、黄色の楕円は到達できない土地を模式的に表しております。

続きまして、右側の 9 ページをご覧ください。9 ページには幹線道路を青色、幹線道路から 2km の範囲を薄い緑色で表しましたうえに、おおむね 1 時間圏域の範囲を表す赤茶色の線を重ねた図面をお示ししております。この図も 4 ページの図と同じように、ESRI ジャパン社が国土地理院長の承認を得て、国土地理院が発行している数値地図を加工、編集した全国市区町村界データを使用して作成しております。また、国道、県道の情報につきましては、県の道路課から提供を受けました、平成 28 年度道路啓開計画資料データ、2 車線の市町村道のデータにつきましては、住友電工製の全国デジタル道路地図データベースを使用いたしました。

次に 10 ページでございます。10 ページは除外区域を単色にいたしました図面に幹線道路から 2km の範囲を緑色の線として重ねています。お手元の資料 2 ではこれをちょっと大きめの A3 判がございます。緑色の線の範囲、その内側の白地および緑色の線に接する白地の中から、1 次調査対象地を抽出することになります。次に右側の 11 ページをご覧ください。11 ページからはイ地形的条件の検討を行ってまいります。その前段といたしまして、一般的な最終処分場の埋立場所と最終処分場の形式につきまして、既存の文献、資料に基づき分類を試みました。環境省が毎年、全国の市町村等を対象に実施しております一般廃棄物処理事業実態調査の結果を取りまとめました、『日本の廃棄物処理』、これの最新版であります、平成 27 年度版におきましては、最終処分場の埋立場所は「山間」と「平地」、「ほか」とに分類されておまして、山間はここに書いてありますように、丘陵、山間の沢に貯留構造物等を設置している場所、平地は平坦地で盛り上げや掘削により貯留構造物を設置している場所、というふうに具体的に説明がされております。

また、『最終処分場整備の計画・設計・管理要領』および『廃棄物最終処分場新技術ハンドブック』、これでは最終処分場の形式を、谷沢型、平地掘込み

型、平地盛立て型の3つに分類しておりまして、谷沢型はこちらに書いていますように、丘陵や山に挟まれた空間の下流部を貯留構造物で閉め切り、囲まれた空間に廃棄物を埋め立てる最終処分場、平地掘込み型は、平坦地を掘り込んで形成した空間に廃棄物を埋め立てる最終処分場、平地盛立て型は平坦地で周囲に貯留構造物を設け、囲まれた空間に廃棄物を埋め立てる最終処分場、と分類しています。以上のことを整理しますと、最終処分場の埋立場所と形式は、その下のツリー図に示しますとおりになります。

次の12ページをご覧ください。12ページには先ほどの11ページで整理しました最終処分場の埋立場所および形式を簡略的に図示してみました。左から順番に、山の頂上付近の平坦地に設置された平地掘込み型、山間の谷地形に設置されました谷沢型、平野部に設置されました平地盛立て型、それぞれの形式の最終処分場の立地状況を例示したものでございます。

続きまして、右側の13ページをご覧ください。13ページには、『最終処分場整備の計画・設計・管理要領』、それと『廃棄物最終処分場新技術ハンドブック』に記載されております最終処分場の埋立場所および形式別による、地形、地質構造、主な特徴および埋立終了後の跡地利用に関する記述の中から要点を抜き出して整理した比較表をお示ししております。地形・地質構造につきましては、山間の地質構造は複雑で地盤、岩盤の状況も多様性に富んでおり、おおむね数種の地質から構成されるといわれております。一方、平地の地質構造は海水面等による影響を受けて形成されました堆積地盤が多く、一般的には軟弱な地層が多いといわれています。

次に、主な特徴についてです。谷沢型は自然の谷間を利用して施工されるために、建設工事にともなう土砂の発生量が少なくなる傾向にあります。しかし、地下水位の変動や軟弱地盤への対策が必要となることや、雨水が集まりやすい地形であるために調整池を大きくとることが必要になることなどが考えられます。掘込み型の場合は、住民の生活圏から近い場所に設置されることが多く、そのために山間に比べますと用地取得単価が高くなることが想定されます。また、廃棄物を埋め立てる空間を掘り込むことによって確保することになるために、建設工事にともなう土砂の発生量が多くなるとともに、地下水位の変動への対策が重要となります。盛立て型の場合は、掘込み型と同様に生活圏から近いことが多く、そのため山間に比べて用地取得単価が高くなることが想定されます。また、盛立て場所によっては、軟弱地盤対策が必要となることや、施設の高さが周辺部より高くなるため、景観へ配慮することが必要となります。

次に、埋立終了後の跡地利用につきましては、谷沢型ではもともと谷地形であった土地が埋立により平坦地となりますため、自然環境が充実した中で

跡地の利用用途が広がります。掘込み型は住民生活圏に近い場所に立地することが多く、まとまった面積となる跡地についての地元での活用に期待ができると考えられます。盛立て型は敷地が高くなるため、跡地の利用用途が限られるものの、掘込み型と同様に住民の生活圏に近い場所に立地することが多く、まとまった面積となる跡地の地元での活用に期待ができると考えられております。

14 ページをご覧ください。11 ページから 13 ページにかけまして、最終処分場の埋立場所と形式の分類について整理しましたので、この 14 ページでは、最終処分場の整備に適した地形的条件について検討いたします。最終処分場の形式は、先ほど整理いたしましたように、谷地形に立地する谷沢型と平坦地に立地する平地掘込み型、および平地盛立て型とに分類されます。また、土地の勾配につきましては、建設工事中の施工性ですとか、竣工後の管理や土砂災害のリスクなどを考えますと、勾配は緩やかな方が、『計画・設計・管理要領』の中でも評価が高くなっております。ちなみに現在稼働しておりますエコサイクルセンターの場合は、山地の採石場跡地の平坦地を利用して整備されております。

次に土地の勾配について検討することといたします。国土地理院が発行しております『地域計画アトラス 国土の現況とその歩み』に記載されている傾斜度による土地利用上の制約に関する解説によりますと、土地の傾斜が 8 度、約 14% にあたりますけれども、これより緩い場合は住宅地として安全であるというふうな評価がされております。また、道路の進行方向の勾配の最大値は、道路構造令では 12%、林道の規定では 14% とされていることや、工事中の仮設道路の施工や通行、開業後の管理用道路の利用の利便性などを考慮いたしますと、土地の勾配は 14% 以下が望ましいと考えられます。ちなみに沖縄県におきます最終処分場の候補地選定の例では、土地の傾斜が 8 度、約 14% 未満が条件として付けられておりました。以上のことから、地形的条件としましては、地形は谷地形または平坦地として、土地の勾配は 14% 以下とするということが必要になると考えられます。

続きまして 15 ページ右側をご覧ください。こちらのほうでは、1 次調査対象地を抽出するうえで、土地の利用状況の確認が必要であることについて検討いたします。仮に、1 次スクリーニングにおきまして、これまでに検討してきました幹線道路から 2km 以内で到達できる範囲で、かつ勾配 14% 以下の条件だけで抽出をするとすれば、抽出条件を満たす土地の中には既に住宅地や事業地として土地利用が行われている土地が含まれてくることが考えられます。これらの抽出は現実的ではございませんので、既存道路や河川等に囲まれた面積を 5.5ha 以上の一団の土地の中から、地形図および航空写真を利用

いたしました土地の利用状況を確認し、複数の建築物が確認できる土地、および複数の園芸施設やプラント施設等が確認され、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地を除外するべきであると考えました。

次の 16 ページからは 3 番の 1 次調査対象地の抽出方法について、でございます。17 ページをご覧ください。17 ページでは先ほどご説明させていただきました 1 次スクリーニング項目の条件を選定エリアに当てはめて、1 次調査対象地を抽出する方法を提案させていただきます。

まず勾配 14%以下の土地を抽出するために、地形の解析を行うことが必要になりますので、その方法としましては、国土地理院が公開しております、基盤地図情報数値モデル、DEM と呼ばれているものでございますけれども、この数値データを基に土地の傾斜量を求め、傾斜量図を作成することとします。この DEM の数値データは、5mメッシュと 10mメッシュの 2 つがございます。5mメッシュの数値データは高知県内の全域を網羅しておらず、県中央部で欠落箇所が広範囲に分布していることが分かっております。また、斜面の細やかな起伏や細かい谷、斜面勾配などを精度よく表現する場合には 5 mメッシュが優れておりますけれども、まとまった平地を抽出する場合には 10mメッシュが適しているという理由から、10mメッシュの数値データを利用いたしまして土地の傾斜量を求めることとします。

その結果、イメージ図 A にありますような傾斜量図ができあがることになります。こうして作成いたしました傾斜量図を傾斜量いわゆる、つまり勾配量でありますけれども、これを区分ごとに着色することとし、勾配が 14%以下の傾斜量の土地を色分けして抜き出すようにします。イメージ図 B は、傾斜量、勾配量ですね、5 度ごとにそれぞれ着色した傾斜量の図でございます。図面上の青色が濃いほど傾斜量が緩く、赤色に近づくほど傾斜量が急な土地であるということを表しております。1 次調査対象地の抽出作業は、国土地理院の地形図に選定エリア、幹線道路から 2km の範囲、14%以下の地形解析結果、これを重ね合わせた範囲から 5.5ha 以上の面積が確保できる一団の土地を選定し、その土地の利用状況を確認して抽出することとします。なお、抽出に際しまして使用する地図等の情報は電子データといたしますが、抽出漏れを防ぐために、印刷した紙データを使用して確認作業を行い、必要に応じてパソコンの画面上で地図情報を拡大し、詳細に確認するようにいたします。以上で 1、2、3 の説明を終わらせていただきます。

委員長： はい。そうしましたら、議題の 1、2、3 ですね。選定エリアと 1 次スクリーニング項目、そして 1 次調査対象地の抽出方法について連続でご説明いただきました。おのおの関連しているので、なかなか選定エリアだけという議論がしにくいとは思いますが、一応、この議事の進行上、この 1、2、3 ご

とに審議をしていきたいと思います。委員の皆さん、ご協力をお願いしたい
と思います。

そうしましたら、まず1、選定エリアについて。これは前回、第1回の委員
会での議論をもとに選定エリアを選んでいただいた結果でございますが、結
果自体、今日が初めてですかね。ご審議いただきたいと思います。いかがで
しょうか。どんどん忌憚のないところでご意見いただければ。じゃあ、委員、
お願いします。

委員： ご説明があったかと思うのですが、2ページ目の今後のスクリーニング項目
とする予定ということなのですか、今後というのは1次スクリーニン
グに入れるということなのか、2次スクリーニング項目として入れるという、
どの段階で具体的に入れる予定なのか。

委員長： はい、お願いします、事務局。

事務局： 水色の所の表現ということですね。

委員： はい。

事務局： 2次スクリーニング以降での評価項目とさせていただくように考えておりま
す。1次ではないということです。

委員長： ちょっと、先走りになりましたですけども、選定スケジュールの19ページ
でご説明いただいたほうがいいかもしれないですね。ここでちょっと説明を
いただけますか。すみません、皆さん、先走りですが、19ページに選定スケ
ジュールの案がございます。これを開いていただくと、より分かりやすい
かと思います。現在が7月26日の1次スクリーニングの項目を抽出するところ
ですね。その下を見ると9月6日の予定で2次スクリーニング、10月中旬、
3次スクリーニングとありますが、今の委員のご質問の事項については、どの
あたりを考えていらっしゃるでしょうか。どのあたりで対処すると。

事務局： 3回目で2次スクリーニング項目をご議論いただきまして、4回目で3次ス
クリーニング項目ということで、順番により具体的な評価の項目を入れてい
くということで考えておりまして、1回目の検討委員会の中でも、少し例とい
うことで説明させていただきましたけれども、法規制でも地域森林計画対象
民有林ですとか、都市公園ですとか、社会的条件としまして、集落の立地状
況とか学校、病院、道路の整備状況とか、上水道の水源がどうなっているか
とか、農業用水の利用とか土地利用、自然環境としましては希少動物とか災
害の危険、地質とか地下水位という具体的なものを2次、3次評価項目とい
うことで考えておりまして、その中に今ご質問にありましたような土砂災害危
険箇所、山地災害危険地区も、その中で評価をしていく項目に入れていき
たいと考えております。

委員長： 委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員： はい。

委員長： よろしいですか。ちょっと今のご回答で納得したのですが、これ私が第1回目の委員会で言い出したことなのですけれど、土砂災害危険箇所というのは、いわゆる砂防、土木部が危険だと調査した場所ですね。山地災害危険地区というのは、治山、林業サイドが選んだもの。もうひとつ土砂災害に関連して言うと、農地、農地サイドが選んだものがあるのですが、確か何とか危険箇所だったか、そういう名前であるのですが、それはここには入らないですか。

事務局： いや、入っています。

委員長： 入っていますか。あれ、何と言うのでしたっけ、名前。

事務局： 農業基盤課のほうが整備しているのが地すべり危険地区という表現であります。

委員長： そうしたら、やっぱり農地のものも入れておいていただけると。

事務局： はい。

委員長： 何と言うのかな、ちゃんと入っているのでしょうか、資料としてもやっぱり地すべり危険地区というのですか、明示しておいてください。

事務局： 分かりました。

委員長： 他いかがでしょうか。この選定エリアについて。はい、じゃあ委員。

委員： 前回の1回目の委員会の中でお話が出ていたと思いますけれども、2の防災の観点における区域の中でですね、結構さっきの話と混乱するのですけれど、頭から地すべり防止区域とかこういう指定地とかは外したということですか。この段階ではもう外しているということですか。それは対策をすればいい場所もあるので、外さなくてもいい所がありうるというか、頭から外すのではなくて、対策も一緒にやっていくというような考え方もできるのではないかなというような話も出ていたと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

委員長： はい、事務局。

事務局： 確かに、おっしゃるように対策をすれば可能であるというところもあるのですけれども、今回、時間的にもなかなか厳しいスケジュールということもございますので、そういった箇所については、もう最初から外したうえで、土地を絞り込んでいくということで進めさせていただきたいというふうに思っております。

委員： それでいいんですかね。

委員長： そうですね、難しいところなのですが、特に地すべり防止区域について考えますと、例えば高知県が地滑りの対策工事をやりました、一応計画上完成いたしましたとなっても、例えば気象条件の変化とか、大雨がまた降り出し

たとかいうことで動き出すこともなくはない、というより、はっきり言って、かなりあります。ですから地すべり防止区域であれば、やっぱりそれはもう工事が終わったとしても除外区域に入れておくべきだろうなと思うところはございます。

次の砂防指定地については、これははっきり言って、なかなか計画上、100%の整備をすることはできないので、砂防指定地を入れておく、危ないとして入れておくというのは妥当ではないかなと思います。あとは、やっぱり1次スクリーニングですので、事務局からご説明があったように、やっぱり机上で調べられるもので危なそうなものという、やっぱりこの辺が入ってくるかなという気がします。

委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長： 他、いかがでしょうか。そうしましたら、そうですね、まだ後からでも結構ですから、あと2番、3番の議題もこの選定エリアにも絡んできますので、ちょっと先に進めましょうか。2番の1次スクリーニング項目の案、これについてご審議をいただきたいと思います。説明が7ページ、8ページ、9ページ以降、長いですね、これ。けっこう長い。15ページまでの長さにおよびます。長いので、おそらくここが今日の一番重要なところかなと思いますが、いかがでしょうか。1次スクリーニングですので、地図の上で、地図といってもGISですけど、GIS上で、机上で検討できる範囲というのが、この1次スクリーニングの作業の内容ですので、ここはご理解ください。そのうえで、いかがでしょう。委員、何かあれば。ちょっと、専門的ですので、ぜひ学識経験者の方に。

委員： 活断層の地図って、こんなに少ないですか。いろいろ活断層について出ていますけれども、出版されていますけれども、このものすごく数があつたような気がします。これ何か、ある一定のレベルで落としてあるのですか。小さいものを。

委員長： これ、またちょっと投影をお願いできますか。さっきの活断層だけの絵がありましたので。これですね。

事務局： 今、前に映っていますけれど、活断層のデータベースというものを使用して高知県が加筆、修正しているというところではございますが。

委員： これはどこで出版しているデータなのですか。

委員長： 産業技術総合研究所。旧地質調査所ですから国です。

委員： これが最新のデータなんですか。

委員長： そうです、はい。おそらく調査上はこうなると思います。私、山地地盤が専門なので、あまりあれですけど、活断層、山地ですと割と分かりやすい。なぜかという活断層が埋まっていないから。だけれど、平地ですと、特に

香長平野の高知市内等々ですと、非常に沖積平野が広く、要は埋まっているので。

委員： 堆積物が厚いから。

委員長： 下にあっても分からない。ですから、この辺りもないわけではないかもしれないけれど、とんでもないボーリングをしないと分からないので、この活断層の調査のレベルではなかなかそこまで、できない。今、頑張っていますけれど、だから今のところ見つかっていないというレベルですね。よろしいですか。委員、よろしいでしょうか。

委員： はい、結構です。

委員長： そうしたら、他にございますでしょうか。ちょっと大事なところですので、少し。そうですね、委員。

委員： 1点。

委員長： じゃあ、お願いします。

委員： 8ページですね、幹線道路から2kmというのがあって、他の岩手県等でも2kmということで書いていただいています。2kmというのは、なんかよその自治体もそういったことなのですけれども、どういう考えのもとで2kmになっているのかというのを、もし分かっておったら教えていただきたいと思うのですけれど。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 先ほど説明させていただいた中で、この『最終処分場整備の計画・設計・管理要領』という、最終処分場を整備するうえで、皆さんよくお使いになられてる書籍がございますけれども、その中でいろいろな評価をしております、一番評価が高い距離というのが2km未満という数字でございましたので、そちらのほうをまず採用させていただいて、あわせて岩手県でもそういった数値を採用しているということで、根拠としてはこの『計画・設計・管理要領』のほうの評価の高い2kmというものを採用させていただいたというのが理由でございます。

委員： この11ページに書いている『計画・設計・管理要領』という、これのことですか。

事務局： そうです。何度かこの資料にも出てまいりますけれども、8ページのほうにはフルネームが、略してない名前ですけれども、『廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010年版』、こちらでございます。

委員： 評価が高いということで。はい、分かりました。

委員長： よろしいですか。

委員： はい、どうもありがとうございます。

委員長： なんで2kmなのというところは、おそらく、何と言うのかな、しっかりと

走れる道路から何分以内で到達できるとかいう、たぶん、統計的なデータをもとにこの2kmという数字を挙げているのではないかとは思いますが、はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員： いいですか。

委員長： じゃあ、委員。

委員： この11ページから13ページ間の説明文ですけれども、この中の特に気になったのは、谷沢型ですね。これはやはり集水するので、私は、常識的に考えたら、こういう所は避けたらいいのかなとは思っていたのですけれども、それでもそういう排水用の何と申しますかね、池とかを造れば使えるというものなのかという、ちょっとその辺が気になったのですけれども、こういう所はもともと土石流のような所になってくるので、もともとそういう所は向かないのかなと思っていたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長： じゃあ、委員。今の発言に関連して。

委員： 地形的条件の検討のところ、この廃棄物最終処分場の例として、3つ基本的にはありますよ、という位置づけのご紹介かというふうに理解をしています。この3つのうちのどれがいいかということ議論しているのではなくて、こういう3つのタイプを選定するにあたっては、その基準となる方法として斜面が均一に広く長い範囲、広い斜面が14%以上の勾配であると造りづらいため、14%にしました。だから、この選定の中ではこの3つが残るように考えますという位置づけで、今回こういう提案をされているという理解をしているのですが、それでよろしかったですか。

委員長： はい、じゃあ事務局お願いします。

事務局： はい、『日本の廃棄物処理』という資料で、全国の一般廃棄物に限ってなのですけれども、最終処分場の実際のデータを集めたものなのですけれども、ほとんど7割から8割くらいはこの谷沢型で設置されていると、実際の例としてはございます。ただ、今回は産業廃棄物ですし、屋根付きのということで、ちょっとそれがそのまま適用できるかどうか分かりませんが、そういった例がございます。今、委員からご指摘ありましたように、そういったどんなタイプのもがあるかということをご紹介させていただきまして、今回、私どものほうで、適地と指定すると考える所は、そんなところの、勾配が14%で平坦地か谷地形かというような所を選択の中で選んでいくというふうなことで説明させていただきました。

委員： 委員のご意見が非常に重要なことで、確かに谷の出口に処分場があると、上流からの土石流の被害も受けやすいというふうに理解できます。ただ、今回は除外、選定エリアの項目の中で砂防指定地とか、災害に関する所は省かれていますので、流域の広い、奥行きが広い谷の出口というのは避けられる

ような方法論として、1次スクリーニングの地形的条件での位置の設定として考えられているのかなというふうに理解をしていますが。いかがでしょうか。

事務局： その通りでございます。

委員長： よろしいですか。そうですね、ちょっと少しコメントしますが、確かに委員のおっしゃるように谷沢型って危ないですよ。例えば、14%未満だったらうんぬんと書いてありますけれど、例えば、東北地方太平洋沖地震の時に住宅地が地滑りを起こしたことがあって、あれは非常に傾斜の緩い住宅地でも滑っています。だいたい谷埋め盛土でした。ですから、あれ以来、まあ、あの前から特に住宅、宅地開発の際の谷埋め盛土の問題、指摘されていたのですが、あれでもう一回、国土交通省が谷埋め盛土危ないよねということで調べているということもございましたし、あと今朝のNHKのおはよう日本、見ていたら、高知県がそういう谷埋め盛土の箇所を選定した地図を公表しましたと。どこの課というのは言っていなかったですけど、だいたい分かりますけれど、そういう話もありましたので、やっぱり委員のご懸念されるようなことはあると思うのですね。

ですから、そうですね、いい悪いじゃなくて、こういう地形的に、こういう13ページみたいな分類ができますよということでもいいとは思いますが、ちょっと懸念としては、そうですね、谷沢型だけではなくて、掘込み型でも盛立て型でも、やっぱり地盤災害の危険性はあるでしょうから、どういう危険があって、どういう対処が必要だよという一般論は書いておくべきではないかと考えます。谷沢型はこういう危険性がありますよ、掘込み型はこういう危険性がありますよ、盛立て型はこういう危険性がありますよ、というのが下に書いてあって、書けるようであれば、それに対応、対処するにはこうですよというようなことを書いておくと、何と言うのかな、あとで2次とか3次のスクリーニングの時に目で見ても、単純でない判断をすると思いますから、その時にここの谷沢型と掘込み型でどうだとかいうような議論もできると思いますので、ちょっとそういう整理をしていただけるといいと思います。

委員： よろしいでしょうか。

委員長： はい、どうぞ、委員。

委員： 今、委員長がおっしゃったように、これはいくつか候補地が出てきた時に、その2次、3次のスクリーニングの時に参考になる条件かなと思って私は受け取っておりました。それともうひとつ、ちょっと話は違いますが、岩手県のほうでもこれ以上ということは土地の広さがあったのですけれど、それは1期として、できれば2期、3期とできるような広い土地があるようなことが書いてありましたけれど、それもまた2次、3次いくうちに、いくつかの候補地の中からの選定条件として、のちのち出てくるのかなと。1次ではこういう条

件が、こういうのがありますよということで、あまり1次で絞るというのではなくて、ある程度やってということと受け止めておりましたが、それでよろしいですか。

委員長： じゃあ、お願いします。

事務局： はい、考え方としましては、なるべく広い範囲から1次調査対象地をまず見ていくという考えで。逆に絞ってしまうと、本当は、もしかしたら入っていいかもしれないものまで除外してしまう可能性もあるという思いから、なるべく広く取れるような考え方はしております。

委員： 分かりました。

委員長： 何と言うのか、これ、多分なんとなく14ページ見ていると、主にコストのことを考えているのかなと。安くするには、どうしたらいい。危険性も書いていますけれど、13ページから14ページの流れを見ると、なんとなくコスト面に着目しているような。そうではないのでしょうか、ですから、やっぱりもう少し防災の観点というか、そういう土砂災害、地盤災害、あとは風水害に対する危険性みたいなことは警告しておいていただけると、今、委員がおっしゃったようにそれが、何と言うのかな、この1次スクリーニングには役に立たなくても、2次スクリーニング以降の観点として役に立ってまいりますので、少しそういう意味で、これそうですね、ちょっと宿題、どうも大学の教員なので宿題与えるの得意なのですが、そういう再整理をしていただくことをちょっと宿題としてお願いをしてもよろしいですかね。

事務局： はい、分かりました。

委員長： あといかがですか。

委員： よろしいですか。

委員長： はい。

委員： 今、既設の処分場で谷沢型が7、8割というお話ですけれども、その処分場で、それ建てて使って、今まだ使っている所もあるのか、終わった所もあるのか、そのモニタリングというものはあるのですか。使えるようなデータがあるのですか。どういう場所で造った所がひよっとしたら地すべりを起こしているとか事故を起こしているとかとそういうデータが、もしあれば、有効に使えるのではないかと、ちょっと質問なのですが。

委員長： お願いします。

事務局： 私どもも、ちょっと県外のことをよく承知しておりませんで、けれども、その後のそのどういった災害が起こったかという所は、すみません、ちょっと情報として持ち得ておりません。一般的な分類で山間か平地かというふうなことはこの『日本の廃棄物処理』でも書かれておりますけれども、それ以上、細かいところまでは、ちょっと分析したものはございません。

- 委員： 三重県とか関西のほうにはいっぱい谷に埋め立てているという話、よくありますよね。
- 委員長： やっぱり谷埋め型が一番コスト的に有利なのでしょうね。ただ、というところがやっぱりあるのですけれど。ただ、というのは、その先に言いたいことはあるのですが。
- 委員： もちろん盛土みたいにして住宅地を造るわけじゃなくて、その中にごみを入れるわけですから。ごみって住宅地みたいに転圧しないですか。そのままワッと乗っかっているだけですか。結構転圧して体積は縮めるのでしょうか。まあ、滑りやすいですけど。
- 事務局： 一応、廃棄物処理法では覆土というのが義務付けられておまして、ごみを埋めて、その日に即日、覆土をするとか、中間覆土をするとか最終覆土をするとかというのは規定がございます。それで重機が走りますので、一定、転圧されるとは思いますがけれども。
- 委員： 住宅地と同程度は転圧されるというふうに考えてよろしいですか。
- 事務局： 確かそういった規定、どれくらいまで転圧しないといけないという規定は確かなかったのではないかと思いますけれど。
- 委員長： これ、ちょっと委員か、委員か、少しコメントいただけますか。廃棄物の転圧。
- 委員： 最終処分場の研究をしていく中で、これまで自然災害で廃棄物処分場がどのような被害を受けたかということ調べてみたのですけれども、豪雨によって廃棄物処分場に埋め立ててあるごみが、十分に管理された所のごみが流出したという事故はあまり引っかけたこなかったです。ただ不法投棄とか、そういったところはまた別の問題としてあります。
- それで、やはり集中豪雨、雨の時に廃棄物のごみの中に水が入ってしまうというのが、一番大きな不安定要素になります。で、今回の造ろうとしている処分場は屋根付きのものを造ろうとされているようですので、廃棄物の中に水が入る可能性というのは非常に少ないから、安全性の高い処分場が造られようとされていますので、委員が言われるような豪雨時に不安定になるような要素はないのかということ、これまでの実績と今回造られるタイプのものを考えると、その不安の要素としては小さいのかなと思っています。
- 委員長： はい、じゃあ事務局お願いします。
- 事務局： ちょっと私、個人的になのですけれども、記憶がありますのは、屋根付きじゃなくてオープンな処分場で大雨が降った中で、多分、地下水が上がってきたのだと思いますけれども、最終処分場に遮水シートをやっているのですけれど、それがちょっと傷んだというのでしょうか、水で動いたというようなことで対策が必要になったというような事例は聞いたことがございます。

委員： 雨水が入るとすると、入ってきた雨水は基本的にゴムシートで押さえて下に行かないようにして、ゴムシートの上に入ってきた水はパイプで抜いて、で、浄化をしてという基本的にはごみの中には水は溜まらないというような構造ですから、なおさら安全性の、力学的な安定性に対しては強いものを作るのだと思っています。

委員長： ただ委員、その遮水シートの下に水が溜まっちゃうと、間隙水圧がかかってブワーッと先ほどの事務局のお話のようにいきますよね。だから、例えばその周りの地盤の排水とかそういうことはやらないのですか。

委員： そういう構造上の設計で下にパイプを入れて水抜きを作ります。そこは十分、対応した、考慮したうえの設計、構造になっています。

委員長： 分かりました。委員、何かコメントあります。

委員： 今、皆さんいろいろ言っているのですが、私はこの事業に携わる者ですので、今日高村のエコサイクルセンターにも何回も行ったことあるし、もう見てもよく分かっているのですが、よく考えたら、皆さんあまり知らないのかなと、そういう実際のを。次回の時によかったらスクリーンで、そんな時間もかからんと思いますし、ちょっと撮って、こういう施設ですよというのを説明しちゃった方がいいのではないかなと。そうしたら選定するにも、またもっと発想が具体的に頭の中に入るのかなと思います。

さっきもこの中でも谷沢型ですかね、これ自分も県外の施設は何回も行ったことあるんですけど、まずこの谷沢型しか見たことないです。処分場というのは。一部あるかも分かりますけども、自分が行った所はまずこっちが日本全国、ほぼこっちだなと思っていました。けれど危険性というのは、あまり感じないような所ですし、谷を埋めるわけではないです。地形が谷間というだけの話で。河川を埋めてうんぬんではないですし、その水処理はしっかりしていますし、一番近い所でいったら、愛媛のオオノ開発さんとか、ものすごい規模でやっていますけど、そこは100万 m^3 を3つ目くらいやっていますけれども、この管理型で。一番いいのは屋根なしで、他県はいけるから、高知県は雨量がものすごいので、設計上、ものすごい水処理量に対応しないといけない費用もかかるし、今回特に屋根付きという話になっていますので、谷沢型はちょっと無理があるのかなと。言ったら箱モノを作るようなものですし、それはやっぱりできたらちょっとみんなに見せてあげたら良いのかなと思います。

事務局： 今、委員からもお話がございましたけれど、例えば今お話に出てきました地下水位の上昇に対して、どういうふうなことをやって、それを防いでいるとか、そういうような安全面といたしましよか施工の、いい写真があるかどうか、ちょっと見てみないと分かりませんが。

委員長： パンフレットがあると思います。

事務局： パンフレットありますけれども。

委員長： あれでも十分、分かると思いますけれどもね。

事務局： その処分場の中の水というよりも、処分場の外の水の水位対策ということですね。ちょっと見てみます。また、色々ないい写真があれば、ぜひ見て頂きたいと思います。

委員長： はい、分かりました。私もちょっと若干というか、かなり誤解をしているところがありましたけれど、そういうことでございますので、決して、単純に盛土をするわけではないということをご理解いただきたいと思います。あとはしっかりと、そういう水抜き対策をすとか、そういうことをしっかりとやれば大丈夫だろうと。ですから、そうとはいえ、谷筋を選んでみたら、何も考えずを選んでみたら、そこが地滑り地帯だったとかになると、どうしてもやっぱり、処分場を造るには土工が入りますので、地滑りして動き出しちゃったということがありますので、ですから、その土地として悪くないかどうかということ判断するというふうに、ちょっとご理解をいただければいいと、ありがたいですし、私もちょっと反省をしたところでございます。

そもそも、我々、エコサイクルセンターを見に行かないといけませんね。前回の委員会の後にあったのですが、これまた後で、ちょっと再度、事務局のほうからプレッシャーをかけてください。いかがでしょうか、他に。そうしましたら、よろしいでしょうかね。

ちょっと一点、私とても気になっているのが、1次スクリーニングをして、例えばこういう絵を出していただきましたけれども、この中の白抜きの所が対象になるわけですね。それで、見たら、大丈夫だなというのは確認できたのですが、これだけ広ければ面積 5.5ha 以上の一団の土地というのは、例えば谷にしたって、十分に選べる広さでしょうか。そこの感覚だけ、ちょっとお聞きしたいのですが。ちょっとこれだけいろんな色が塗ってあると、白地がないと思って心配になっちゃうのですが。そこだけお願いします。

事務局： 7ページの資料を見ている中で、選定エリアの面積としては約 10 万 3 千 ha ございます。そして、これが県の面積の 7 分の 1 程度に絞っているという状況でございます、ここの中から最低の敷地面積 5.5ha 以上ということで、出していきますと、単純に割り算すると約 1.9 万倍になりますというところなのですが、それを順番に絞っていきます。それと 10 ページにございます幹線道路から 2km の範囲の (2) と書いてある図面ですね。これの中の白地が約 10 万 3 千 ha と、ほぼ同じような数字です。10 万 2 千 ha ということでございまして、ほぼ同じような面積になってございます。

委員長： その 10 万 2 千 ha も大事なのですが、その 10 万 2 千 ha と赤の部分、

例えばこの10ページの絵で赤の部分が均等にまじりあっていると、極端な話、なかなか5.5ha 選びにくいのですが、これだけ白地が広がっていれば多分、先ほどの話じゃないですけど、山の谷部を選ぶと思うのですけれど、これだけ白地が広がっていれば、5.5ha ひとまとまりの土地というのは選べそうですか。そこの感覚だけ教えてください。

事務局： ちょっと非常に見にくい、小さいですけども、10ページをご覧くださいますと、凡例の下に何か点があるような、これが5.5haのスケールでございますので、これで比較していただくと、こんな点になってしまうという状況でございますので十分に選んでいけるとは思っております。

委員長： 分かりました。というより安心いたしました。他、1次スクリーニング項目、いかがでしょうか。ちょっと一部、目の関係で、というか人間のサガで見えないという方がいらっしゃいますが、それはそれとして。皆さん、十分見ていただける。他、いかがでしょうか。

委員： すみません、ひとつだけ。

委員長： はい、じゃあお願いします。委員。

委員： 土地利用の確認のところになるのですが。

委員長： 15ページですね。

委員： この除外する所で、複数の建物あるいは園芸施設とかプラント施設とかそういうものが書かれていますけれども、これひとつでもあったら除外するという考え方ですか。

委員長： お願いします。

事務局： まずこのところで、どう書くべきかちょっと悩んだのですけれども、複数ということですので、2つ以上ということで、ひとつあればいいのか、悪いのかという話もあるので、ある程度まとまったものがある所はちょっと避けていきたいと思いますというところで、複数という表現にさせていただきました。

委員： 利用できる所って、多分、建物とか何かあると思うのですよね。

事務局： ただ、それを地形図とか航空写真で確認して抽出していくのですけれども、なかなか写真だけでは、建物があってもそこに人が住んでいるのかどうかということまで、なかなか分かりませんので、最初のスクリーニングではなかなかたくさん抽出になると思いますから、図面上、机上での話になると思うんですけども、一定の数が落ちてきましたら、実際の確認なんかもしていくようにしたらいいのかなと思っています。

委員長： よろしいですか。

委員： はい、分かりました。

委員長： はい。委員。

委員： 土地の利用状況なのですが、処分場の土地の利用状況なのですよね。で、例えば13ページに、白地の所で主な特性の中で、住民生活圏に近いことが多いみたいな話があったのですけれども、処分場以外のとこですね。だから、候補地以外の所の周辺の環境はここじゃ考えないのですかね。どこかで多分、考えるのだろうとは思いますが。どの辺で、1次のところで考えていらっしやるのでしょうか、これからの課題なのでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。お願いします。

事務局： その周辺の状況、土地の状況につきましては、今回の調査、1次スクリーニング項目では考えずに、その次の2次以降で、評価の場面で周辺に何があるのかとか、具体的にどういうものがあるのかというのは考えていきたいと思っております。

委員長： よろしいですか。はい。ですから、この1次スクリーニング、とりあえず図上で、先ほどの10ページの点じゃないですけど、5.5haのひとまとまりの土地が得られるかどうかというのをまずちょっと確認してみたというところが、非常に大きいのかなと個人的には思っておりますが。そんな理解でよろしいですかね。あとは、どういう土地があるのかということですね。そうすると2次スクリーニングだけではなくて、以降というべきかもしれませんが、評価項目というのを既に意識しておかないといけないということですね。先ほどの防災の観点もそうですし。そうですね、ですから、事務局もさることながら、私ども委員もそういう観点、少し頭の中に入れておいていただけると、次回の議論に役に立つと思いますので、ぜひ覚えておいてください。気づいた観点を何かどこかにメモしておいていただけると。ただ、そのメモを次回に忘れずに持ってきてくださいと。そうしたら、他いかがでしょう。

そうしましたら、次の17ページ以降の1次調査対象地の抽出方法について、議論に入っていきたいと思えます。17ページ、DEM上で、GIS上で、コンピュータで重ねますよということなのですが、そうするとこんな絵になるということですが、何か追加のご説明ございますか。特にないですか。

委員： この図の見方を教えて頂けませんか。縮尺が例えば1cmが何mになるのかということと、14度以上は何色になるのでしょうか。ちょっと老眼が入って見えづらいです。

事務局： 17ページのイメージ図Bでございますけれども、ちょっと数字の写りが悪くて申し訳ございません。14%というのは8度ですので、上から2つめの青のちょっと色が薄くなっているのですが、こちらが5度から10度ですので

委員長： そうですね、5度から10度。

事務局： この範囲に14%は入ります。

委員： 縮尺はこれどのくらいの大きさなのですか。

事務局： 2万5千分の1の縮尺をこのペーパーにちょっと縮小して入れていますので、実際にこの図面上での、すみません、縮尺までちょっと即答できませんけれど、もとの図面は2万5千分の1、A3で2万5千分の1のものをここに縮小して載せていますので、ここの実際の図面上での、ちょっとすみません縮尺までは。

委員： お伺いしたのは、私が小学校の時に高知県は、山地が8割を占めていて、平地は2割しかない。で、今回、お話しているのは山間部の所だと思うのですけれども、ここを見てみると、14%以下の所という、川筋しかない。で、今回5.5haを確保するというと、5.5haは、幅100mが奥行500mと考えると、ほとんど山間部には候補地としては残ってこないのかな。なおさら、この図の中からは斜面の危険地を全部省いているわけですよ。

事務局： すみません、これあくまでも傾斜の角度をイメージして見てもらうためのイメージ図でございまして、実物の何というか、ものではございません。あくまで、傾斜量区分図を作って、14%以下の土地を色ぬりしたものをピックアップする手法といたしますでしょうか。

委員： もっというと、もうここは1次スクリーニング項目のところの説明なので、既に最初の選定エリアの項目で、除外した中から、勾配で選定すると、この部分が残りましたというような図にさせていただくと、非常に分かりやすいなという思いです。となると、非常に少なくなるのだろうなということを思っています。

委員長： そうですね。なんかちょっと心配になってきました。14%以下という条件を入れて大丈夫なのかというのが。だから、もしかすると、本当に5.5haの中に14%以下の土地が全部、だから青で、このBのイメージ図でいうと、5.5ha、青一色という所を探すというのはけっこう大変かもしれませんので、その場合は少しこの14%の条件を緩和するとかいうことも必要かもしれないですね。平均勾配とか。

これ、山間地だけを取り出しているの、ちょっとそう見えるのかもしれないですけど。これまだ、そういうトライアルというのかな、5.5haの土地で14%以下ですか、それは始められてはいないですか。その感触を。

事務局： この形を使つての試しというのは、まだやっていません。

委員長： そうすると、やっぱり勾配14度以下、8度の取り扱って、もしかすると結構厳しくなる可能性もないでもないのかもしれないですね。特に谷地だと。

委員： それは各スクリーニングでどこまで数を絞っていくかという、数の問題になると思いますので、委員長のご疑念はもう少し先の。

委員長： いや、山間地の谷地で全部14%以下ってないのですよ、そんな所は。はっ

きり言うと。谷埋めでもしていない限り。ないしは地滑りで動いていない限り。必ず20度以上の壁が絶対あるはずですので。自然の谷であれば。そうすると、特に中山間地、平地は別ですよ、中山間地、山での谷で、このイメージ図Bでいうと真っ青というのはなかなか厳しいかもしれないなという気はいたします。どうですかね。

委員： 細長いものが作れそうだという。

委員長： ちょっとやってみないと分かりませんが。だから、もしかすると、他の何県だっけ、この14%の取り扱いって、よく見ると平均傾斜とか使っているかもしれないですよ。住宅地の場合はあると思うのですよ。ただ、どうかな、自然斜面。

委員： 14%を計算する時は10mメッシュの10mの勾配でとるのですか。それとも地形図とかの普通の平均勾配ですか。

事務局： 200mごとの平均勾配です。10mメッシュの一番上の高さで200m以下の高さで勾配を見て、次また10mずらして、順番に10mずつずらして、200mでの。

委員： 200m平均での。

事務局： そうです。

委員長： そうしたら縦断勾配の平均勾配ですね。縦断方向の。分かりました。それなら大丈夫ですね。だから、5.5ha、この8度以下、真青である必要はないということですね。分かりました。それならなんとかなりそうですね。そうしたら、他にいかがでしょうか。そうしたら、よろしいですかね。じゃあ、ちょっとここでいったん休憩をはさんで、何分休みましょうか。10分ほど休憩をはさんで。そのあと1ページしかないですけど、最後19ページの選定スケジュール、ここもまた少し議論があると思いますので、いきたいと思います。

<休憩>

委員長： じゃあ、また再開いたしましょうか。そうしたら、再開いたしますが、まずちょっと補足説明が事務局からあるようですので、よろしくをお願いします。

事務局： すみません、先ほどの休憩前の傾斜量区分図でございますけれども、前でちょっと映させていただきまして、考え方を簡単に説明させていただきたいと、取り方の説明をさせていただきます。

事務局： そうしたらちょっと説明させていただきます。この図面自体は今回の高知市から1時間圏域の外の所ですので、実際に抽出する場所ではありません。それはちょっとお断りさせていただきます。

それで、モデルというか、イメージですので、今は0度から5度、5度から10度とかというような区分になってはいますが、実際14%は約8度になりますので、8度より緩やかな所を着色するのか、あるいはその反対に8度よりきつい所を着色するのか、みたいな形にして、8度より緩い所、14%より緩い所を浮かび出すような形を考えております。今のこの図面でいったら、ここから上の濃い青が0度から10度になりますので、このちょっと川なのか道路沿いののか、そういったどうしても山の中、そういった所が出てくると思いますので、そういう所がこういう緩やかな傾斜の所になっております。

それで、こういうような所で家とかそういうものもなく、5.5ha取れるなら、こういうような所が出てきますし、谷地形であれば、例えばこれが谷としたら、谷底の勾配が14%より緩い時には、ここなんかも抽出するような形になってきます。ただ谷は上流、下流というか、谷底の勾配が14%ですけど、谷は横を山がこうせっていると思いますけれど、ここの横は壁としてそのまま使えますので、14%ではなくて、例えばここを選ぶ時には、この横の山なども選んだ形で谷をそのままとるというような形になろうかと思っております。ちょっと補足的な説明ですけれども、以上のようなことを考えているところで

委員長： はい、ありがとうございます。ということだそうですね。というか、それで今の説明で私は理解いたしました。納得しました。他よろしいでしょうか。はい、そうしたら戻りましょうか。ちょっと準備をしていただいて。最後の検討項目、19ページだけなのですが、先ほど選定スケジュールについて、審議をしていきたいと思っております。スケジュールというよりおそらく先ほどから、いくつかご質問出ているように、どこのタイミングで何を検討するのだとか、どういう項目を検討するのだというところが少し気にされている委員の方々も多いと思っております。

そうですね、それから少し、スケジュールにとどまらず、少しそういう何を検討するとかいう、こういう検討も必要じゃないということも含めて、少し審議をしていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。それで、ちょっと私からひとつ、まず。

委員： 説明していただいていたつけ。

委員長： そうか、まだしていないのか。すみません。はい、事務局から説明をお願いします。

事務局： はい、それでは19ページでございますけれども、選定スケジュールということで、説明をさせていただきます。全体の候補地選定のスケジュールにつきましては、前回、第1回目の委員会でもご説明させていただいたところでございますけれども、改めて図式化させていただきました。本日ご決定をし

ていただきます1次スクリーニング項目を当てはめまして、選定エリアの中から抽出する1次調査対象地を、次回に予定をしております第3回委員会で決定をしていただくということを考えてございます。

お手元の資料で右肩に資料3と書いた抽出イメージ図というのをお配りしておりますので、A4版でございます、こちらのほうをご覧いただきたいと思っております。先ほどの1次スクリーニング項目でいくと、例えばということで、1、2、3のパターン、図の1で出ております。ただ、条件としましては、幹線道路から2km以内で到達できる範囲、それと先ほどもございました14%以下の土地というのは、この中では考慮しておりませんが、選び方としましては、例えば箇所1であれば、ちょっと見にくいですが、赤茶色の線で囲まれた線、その下側に建物というちょっと丸く書いてございますけれど、建物が確認される所、これを除いて、それから上の所、道路が中に入っております。これが9haほどございますけれども、こういう地形図でございます。

その下が、航空写真でございますけれども、航空写真を確認しながら、最終的に建物が確認できるのか、どういう地形になっているのかというところで、複数の建築物を確認されている土地を除いて抽出をするということで一つイメージでございます。真ん中の箇所2というのは、今度はマルで囲んだ所の下に水田あるいは水田地帯が確認されている状況でございます。あわせて道路が走っているというところで、航空写真を見ていただきますと、水田として利用されていることが明らかな土地が確認されますので、こちらの土地を除外して赤茶色で囲んだ約10haでございますけれども、こうした土地を抽出するというところでございます。

最後のイメージ3でございますけれども、航空写真とか地形図からは、特に土地利用がされているということは確認できないために除外はしないということで、一団ということで約10haの土地である。こういった形で、これが幹線道路から2km以内、勾配14%を考慮しておりませんので、こうしたことも考慮に入れて、実際に次の第3回の委員会におきましては、抽出箇所をそれぞれご覧いただいて、確認をしていただくというようなことを考えてございます。

こうして次回、1次調査対象地として抽出をしていただきました土地に対しまして、先ほども出てまいりましたけれど、第1回委員会でご提案をいただきました土砂災害危険箇所ですとか山地災害危険地区といった土地条件の他に、第1回、先ほどの繰り返しになりますけれども、例示をさせていただきましたような法規制区域とか地域森林計画対象民有林ですとか、都市公園など、社会的条件といたしましては生活環境の場面でいいますと集落の立地状況、学校、病院、それから道路の整備状況、利水としましては上水道の水

源とか、農業用水の利用、土地利用としまして開発の状況、自然的条件でいいますと希少動植物の生息地があるかどうかとか、災害の危険があるかどうか、地形分類で表層地層、地下水位、そうした項目ですとか、あるいは最終的には現地踏査をいたしまして確認できた情報などに基づきまして、相対的な評価を重ねていって、絞り込みを進めていくということで進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、この真ん中の米印で赤く書いた項目でございますけれども、第3回委員会におきまして抽出をしていただきます箇所数と応募箇所の合計数、これが当初の私どもが考えていたよりも、相当大幅に多くなった場合に、評価のための作業が非常に膨大になるということが予想される場合には、委員会の開催につきましても追加をさせていただけるかどうかということも、ちょっとご相談させていただく状況があるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長： はい、ありがとうございました。19ページのこのスケジュール、前回は説明いただいたということで、ちょっと簡単だったのですが、あとは資料3です、実際のこれは1次スクリーニングの抽出のイメージというのか、具体的な絵をちょっと作っていただいたのですが、そうですね、この19ページのスケジュールおよびこの資料3の1次スクリーニングの抽出の方法というのか、まあ方法ですね、あわせてご意見いただければありがたい。あわせてというのか、いずれかご意見いただければありがたいと思ひます。いかがでしょうか。

委員： はっきり分かっていないのですが、公募のところなのですが、6月30日から公募を始めたということですね。ということで、なんか南国市で既に応募があったということ。

委員長： 1件出ていると。

委員： この公募の資料を眺めて見ると、どちらかというと1次スクリーニングの時の項目が挙がっていますよね。これで、今日の話でまた若干の条件が付け加わるわけですが、それも公表するという事になっているのでしょうか。だから1次も今日の話も公開ということでしょうか。

委員長： じゃあ、よろしくお願ひします。事務局。

事務局： 公募につきましては6月30日から開始しまして、8月いっぱいをお願ひ期間ということで募集をさせていただきます。正確にいいますと8月31日の消印まで有効ということでございますので、その箇所数と市町村名のようなことまでは、次回の委員会の折にお願ひがあった箇所ということでお知らせ、報告をさせていただきます。あわせて、本日も決定いただきますスクリーニ

ング項目を当てはめまして、抽出作業を私ども事務局のほうで準備いたしますので、それに基づきまして、次回の委員会で抽出を決定していただくという作業が出てまいりますので、それをあわせて第3回委員会での決定事項ということで、抽出箇所も含めて数をご報告、公表させていただくということになります。

委員： 若干、7月26日の今回の委員会の中身に関しては、応募する方には公表するかどうかということですね。もし私がどこか土地を持っていて、応募したいと考えていて、なんかここでも資料、全部公開されているかどうか分かりませんが、これを見ながら、今日のお話もちゃんと考えないと、自分の土地がこの条件に合っているかどうかというのを分かりませんよね。だからそういう状況を知らせるのかどうかということですよ。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 応募条件につきましては、前回の第1回委員会でこういう条件を、適用できるということで決定していただきまして、その条件を盛り込んだ募集要領を作成して公開して、今、募集をしているところでございます。

その時にその応募者の方が、ご自身が応募しようとする土地がその条件に適合しているかどうか、はっきり分からない場合でも応募は可能とするという取り扱いをさせていただくようにしましたものですから、実際、応募があった所は、その19ページの例でいきますと、上の6月13日、黄色のバーというのでしょうか、そのところに公募の実施というのがありますので、それから下に紫色で応募開始、応募締切、応募箇所というのがありますので、その次の委員会が9月6日の予定ですけれども、応募箇所があったと報告した次のステップとして、選定への条件とか1次スクリーニングを当てはめまして、それを第4回委員会で報告するというので、応募いただいたものにもこの選定への条件とか、1次スクリーニング条件を適合して審査はしていくというふうな形になります。応募の条件までは、そこは入れません。

委員： いやいやだから、私が応募するのだったら、応募しようと考えていて、最初、この紙切れに書かれているアからテまでは分かりませんということで、今日は傾斜の度数なんか書いていますよね。傾斜の度数なんかの情報は応募者というか、公開するのでしょうか、ということで、私が応募しようと思っていて、いやうちの傾斜は何度あるのかなというのを考え始めますよね。ですから、今日の情報は応募するであろう方に、ちゃんと公開するのでしょうか、ということですね。

委員長： お願いします。

事務局： 本日の審議の内容につきましても、ホームページ等で公開はさせていただきますので、広く皆様にホームページを通じて、ご紹介をさせていただくと

いうことはあります。

委員： ありがとうございます。

委員長： ただ、こちらから進んで、誰だか分からないですよ、だから再度この公募条件を書き直すとかいうことはない。ですから、この19ページの表でいうと6月13日の第1回目委員会で選定エリアの条件を決めたのだけれど、この条件で公募をかけたということになります。それでよろしいですか。

委員： ではあるものの今日の話ホームページ上で見て、で、私は例えば8月の中旬に応募したいなと思っていて、あれ今日の委員会の話が出てきたので、ちょっと傾斜測って見たら、「うち15度もあったと、これはあかん」と思うかもしれませんし、いやいやこれは重要な項目だとするならば、ちゃんとたくさん土地を持っている地主の方は、ここならいいのだという感覚、みんなあるのじゃないかと思ったわけですが、はい。

委員長： それについては、もう不特定多数で誰が応募してくるか分からないから、先ほどの事務局のご説明のとおり、ウェブで見てくれというしかない。

委員： オッケーです。

委員長： 他、いかがでしょうか。

委員： よろしいですか。

委員長： はい、じゃあ委員。

委員： 資料3の前提条件とか項目がありますけれども、これは考慮していない状態で今やっているということで、この抽出の仕方ですけれども、まずこういうことを考慮せずに出して、そのあと条件に入っていない所を省いていくとか、そういう形で抽出していくわけですか、今回の条件に合う所を。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 1次調査対象地の抽出につきましては、休憩前の抽出方法のところ、こういうふうな形で抽出しますということをご説明させていただいたやり方でさせていただきますが、あくまでも抽出箇所のイメージということで、すみません、抽出箇所の、私どもの説明したとおりではございませんけれども、14%勾配のところは、ちょっとまだ作業が実際できておりませんので、それを重ねあわせることができないというところで、こうしたちょっと簡単な形のイメージ図という形でお示しさせていただきました。

委員長： 委員、よろしいですか。

委員： それからもうひとつ、聞いておきたいことがあります、例えば前回のエコサイクルセンターですよ、こういう所は採石場跡地であるので、丁度そこを利用しているという。で、今回のような地滑り地とかも省いてしまうと、そういうものも除かれてしまうのかという、そういう心配はないかということ、ちょっと抽出の中から、そういう所が最初から除かれるとまずいので

はないでしょうかと思ったのですけれども、それはいかがでしょう。

委員長： そういう所というのは、例えば採石場跡地とかそういう所ですね。

委員： そういう所があった場合に、そういう所が頭から除かれるとまずいという気がしたのですけれど。

委員長： じゃあ、いかがですか、事務局。

事務局： 個別の話はなかなかしにくいかなと、すべての条件を適合して、自動的なスクリーニングと、機械的なスクリーニングで、選んでいくということでございますので、個別になかなか、ちょっとお話しにくいのかなと思いますけれども。具体的に例えば今のこの条件で見たときには、今のエコサイクルセンターの土地は白地に残っているということをご報告させていただきます。

委員： 残っていましたか。分かりました。

委員長： 他いかがでしょうか。じゃあ、委員。

委員： 今後、2次スクリーニング、3次スクリーニングを進めていくということなのですが、前回の第1回委員会の会議要旨を持ってきていて、ちょっとそれを見ながら、自分なりに確認をしているのですけれども、この要旨に書かれている主な意見として、1次、2次スクリーニングはマルカバツなのか、ABCランクで判断か、合計点で判断するかなどの、どのように評価するかを早い段階で決めておいたがよいと考えるという意見があった。結論としては評価の方法については、今後、選定を進めていく中で審議していくというような内容になっています。今後もスクリーニング、この順番を考えていくと、まず評価の方法とすると、マルカバツで進めていくということで理解している。マルカバツかで省いていくか、残していく。

委員長： お願いします。

事務局： はい、今回は1次調査対象地までは、まだ選定エリアから抽出するためのプロセスですので、そこはマルカバツかになります。次の2次スクリーニング以降は評価ということで、マルカバツかだけでなく、今3段階なのかは分かりませんが、項目ごとに、相対的な評価をして、そのいくつかの項目の、例えば合計点なのか、得点なのか、よく分かりませんが、それでもって全体の順位付けみたいな形で順番にいい所を取っていくというのか、そういうふうにして絞り込んでいくというふうなやり方を考えております。

委員長： ちょっと時間が長いので。

委員： けっこう大変な作業になりますので、ここに第3回委員会において抽出だけすると書いてありますけれど、そうしますと具体的にA、B、Cと点数付けするのは、第4回委員会以降くらいになりますか。

事務局： そういうことになってくると思います。

委員： 3次スクリーニングについて項目が多分 50 とかそれくらい、50 も多いですけども、30 とかくらい、20 くらいに絞り込んだ中で、何点以上あればいいかというような判断基準を設けて、10 個に絞るとかというような流れですか。

事務局： そうです。ある程度そういった今、おっしゃっていただいたような数字までになりますと、実際、現地踏査をしまして、より具体的な内容の確認をしたうえで、評価をしていくようなことで考えておりますので、それまでは机上で順番に具体的な項目にして絞り込んでいくということだと思います。

委員長： 委員、大丈夫ですか。

委員： 大変な作業だなというのは理解させていただきました。

委員長： おそらく 3 次スクリーニング以降うんぬんと今おっしゃるのですけれど、おそらく 2 次スクリーニングでもやっぱり同様なプロセスの検討が入る。そうすると 2 次スクリーニングのほうがまだ楽なのかもしれませんが、そうですね、2 次スクリーニングを始めてから、評価の項目と評価の方法、今、委員がご質問された、そのみに絞って少し検討するような場も必要かもしれないですね。特に評価の項目は後で加えることもできると思うのですが、評価方法については、そうですね、少しそこだけを検討するような場を少し設けていただいた方がいいのかもしれない。

それで、何と言うのか、ちょっと専門的なところになるので、申し訳ないですけど、この中でそういうご専門の方だけをピックアップしてワーキングにするとか、そういうことも考えないとしんどいかもしれないなという気はいたします。全員でやってもいいのですけれど。ですから、ちょっとこの 19 ページの絵を見ていて気になるのは、2 次スクリーニングの項目出しをして、2 次スクリーニングの結果 1 回で、第 3 回で 2 次スクリーニングの項目出しをして、第 4 回で 2 次スクリーニングの結果が了承されました、というふうには、例えば 2 次スクリーニングであれば、そんな 1 回で済むことにはならないのではないかという懸念もちょっとございます。それを考えられて、この赤の脚注、開催増やすぞと書いておられると思うのですが、そうはいえやっぱり 2 次スクリーニングをやりださないと、このあたりの塩梅が分からないのかなと思いますので。そうですね、少しやりだして塩梅見えたところで、またご相談ください。

おそらく私だけだと判断できないので、そうですね、ちょっと申し訳ないですけど、土木のお二人の委員にも意見を言っていた方がいいかもしれません。そうですね、どうやって選ぶか、どうやって評価するかということよりは、このスケジュールの在り方ですね。やっぱりもう 1 回、場を設けるべきだとか、それについては、ちょっとこれ皆さんにご提案なのですけれど、若干、専門的なところもございますので、そういう我々 3 人にまずプレ

審査といったら、審査そのものではないですけど、審査の仕方を少しご検討させていただくと。で、私ひとりだと恣意的になってしまう可能性がございますので、あと土木のお二人の3人体制で集まれば、我々、利害関係も違いますので、たぶん大丈夫だと思います。ちょっとそういう形で審査方法を検討することをご提案させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

一同： 異議なし。

委員長： じゃあ、それも。

委員： いいですかね、土木だけで。

委員長： いや、どうしよう、やっぱり大学の先生は全部、こき使おうか。先生、いかがですか。

委員： 僕、どちらでもいいですが、多分ほとんど先生方を中心にしながら、やっぱり非専門家の方が入って考えたが、多分ベターだろうとは思いますが。

委員長： 確かに土木だけだと、ちょっとバランスが悪いし、良くないなと思いつつ話をしていたのですが。そうしたら申し訳ないですけど、学識経験者と、この表にポチがある先生方も含めて。

委員： さらに具体的な場所の候補が挙がって、そのチェックをするという作業なのですか。

委員長： そうですね。チェックして審査方法、審議方法、だから、何と言うのか結論を出すわけではなく、結論というかスクリーニングの評価方法を考えるというよりは、その評価方法の審議をどう進めていくかということを見ると評価方法を考えるようなものです。そう、ご理解いただければ。ただし、おそらく評価の項目については大学の先生だけですと偏ってしまいますので、それは皆さん、業界とか、あと市民代表、そして行政の方も入っていただかないと評価の項目自体は絶対確定できませんので、ですから、その意味では評価のフローだけ考えるような形になるのですかね。

委員： 具体的には第3回委員会は2次スクリーニングの項目をこの委員会で決定するとなっています。ただ、これから9月6日までの間に、先ほどここで認めていただいたメンバーで2次スクリーニングの項目を検討する。それで、その検討した結果を第3回の委員会で、この委員会の場で認めていただく。その後、その認めていただいたスクリーニング項目で今後作業していただくという流れになりますか。

委員長： 項目というより1次スクリーニングの項目は今日、決めましたのでいいとして、それをもとに、どう評価項目を作っていくか。だから、項目というよりは評価方法。総合的な評価になっちゃうのは仕方ないと思うんですけど。だから項目だけあっても評価できませんので。例えば項目を、なんか思いつきで点数制、点数にして評価するのとか、例えばですよ、そういうことを

検討することになるのかなと思うのですが。

委員： 純粹にテクニックの問題と思ったらいいですか。

委員長： テクニック、うん。だから、例えば、言ったら、こんなことはまずやらないと思いますけれど、最適化手法を使うとか、そういうような、そんなことは絶対やらないと思いますが。そういうテクニック。

項目自体は2次スクリーニング、3次スクリーニングになれば、どんどんどんどん他の皆さんのご意見で膨らんでいくと思いますので。その時々で見直さなければいけないですが。やっぱりそうとはいえ2次スクリーニング、3次スクリーニングで項目がどんどん増えることも想定して、スクリーニング項目を使った評価方法を考えるみたいなイメージになると思うのですが。

委員： 委員長、こうやって話をしているのが、今後2次スクリーニング、3次スクリーニングでどのように評価をしていくのかということが、イメージができていないものですから、こうやって話になっていると思っています。で、事務局のほうから2次スクリーニング、3次スクリーニング、今現状で考えると、方法としてはこういうことを考えていて、だいたい数としてこのくらいまで絞っていくと考えているようなことが、アバウトでもいいですから、話をさせていただければ、イメージしやすい気はしますが。

委員長： だから、それをやりましょう。おそらく1次スクリーニングの項目を選んだ現時点で、スクリーニングの方法、考え付くわけもないので、ある意味では、技術論的にはスタート地点ですから、ここからの話になります、それは。

委員： 2次スクリーニング、3次スクリーニングを見据えた、そうした議論をしなきゃいけないのではないですか。

委員長： そうですね。ただ、完全に見据えられるかどうかは別として、ですから、そういう意識を持ちつつ、スクリーニングの評価の方法を。

委員： それを9月6日より前にやる。

委員長： ま、これから実際のこういう評価、資料3みたいな作業が始まりますので、やっぱり見ていかないといけないでしょうね。

委員： ある程度、事務局のほうで、こんな結果出たよというような報告を受けてやるのですか。

委員長： そうですね。当然、コンサルの作業もありますから、やっぱりそういうことになると思います。

事務局： どうも、いろいろとご心配かけまして、ありがとうございます。まず1点として、今回、ご決定いただいた1次スクリーニング項目によりまして、何箇所か、我々として抽出して、ご報告できるかということがございます。その数によって2次スクリーニング、3次スクリーニングの項目の意味合いも変わってくると思います。多ければ、この項目があればもうバツを付けざるを

得ないとか、そういった判断も出てくるかと思しますので、箇所数と項目、その箇所数による項目のウェイト、そういったものもいろいろと加味しながら、検討していく必要があると思しますので、ちょっと今日、具体的な説明できないのは、そういった事情があることをご理解いただければというふうに思います。

今、委員長からご提案があった、そういう項目につきまして、我々として、しっかりと検討をしておるところではございますが、委員の皆様方と一緒に項目も検討できるということであれば、そこは心強いというふうには思っております。

ただ、選定箇所がどの程度になるかという状況もございますので、すべて事前によく上げた後ということは、ちょっと難しいと思しますので、最終的に何箇所か出てきたところに、数パターンを見ていただきながら、項目立てするというようなこと。

それと、3回目につきましては、ご報告できるのは、今回の条件を当てはめて、何箇所ありましたというご報告、それに何を当てはめるかということでございますので、評価項目を具体的に当てはめた結果というのは第4回に出てくるということでございますので、そこでご議論いただいて決定いただくわけですから、そこまでには最終しっかりとそういうものになっておればいいのかということも思っておりますが、議論は早い方がいいとも思いますので、ご提案のほうはよろしくお願ひできればというふうに思うところでございます。

委員長： はい、ありがとうございます。そうですね、何と言うのか、ワーキング的な作業になりますので、今、おっしゃったように、何と言うのか、サンプルを検討すると。それで、方向性を大体決めて、本作業をやっていただくという形がいいと思います。そんな感じでよろしいですかね。サンプル決めて、方針だけは決めないと、その方針が本当にいいのかどうか分かりませんが。そういう形で、ちょっとだから、少しサンプル的に評価方法というか、検討方法を事前に見せていただくと。で、一応、学識経験者の先生方にはご意見を聴取するという形でお願ひしたいと思ひます。はい、じゃあ、委員。

委員： 学識経験者だけじゃなくて。

委員長： だけじゃなくていいか。そうしようか。

委員： 全員が参加した方が公明正大だと私は思います。だから、非専門家の方だって、専門家の方たちがどういう評価をしているのかということを見れば眺めるといのが多分いいのではないかなと思ひますが。

委員長： そうですね。分かりました。そうしましたら、全員に、だから、1次スクリーニング、あと多分2次スクリーニングもそうですけれど、ある程度で結構

ですから、本当に少しでは困りますけれど、ある程度のサンプルができて、その例えば県のほうで、こういう道筋かなということが決まった段階で、できるだけ早い時期にこういう方法でいかがでしょうかとご連絡をいただくと、それを見て意見出せる方は意見をいただくという形でいかがでしょうか。そのほうが。

委員： 集まってというわけじゃなくて。

委員長： だから、メールでよろしいですかね。メール審議みたいな形で。皆さん、大丈夫ですかね。

委員： かまいませんか。私は全然、専門的なことではなくて、岩手県の資料を読ませていただいておりますけれども、岩手県が1次選定で115ヶ所、2次で39、で3次で10。そのたびにおっしゃった評価が変わっているのですよね、客観的評価、相対的評価。それをどのように、どの時点で決めたのかなというのが、ここからちょっと分かりませんので、そういうところ、また出てきたものによるのか、それとも最初からそんな早い時期に決めておくのか、そのあたり分かりませんが、岩手も割と参考になるのかなという気がいたしました。

委員長： 多分、やってみないと分からないと思います。フローは参考になると思うのですが、多分、やってみないとこれは分からないのかなという気はいたしますので、ですから、そういう意味でも何と云うのか、委員の皆さんへの情報提供という意味も含めて、そういうサンプル的な作業の状況をお知らせいただくという形のほうがいいのかなど。ですから、例えばサンプル的な結果の一部が送られてきた時に、皆さんから、例えばご意見をいただかなくても、それが頭の中に残っていると、その後の議論も進めやすくなりますので。ですから、その情報提供も含めて、そういう何と云うのかな、サンプル的な検討の事前の情報提供をいただくと。その時点でご意見、言えそうな方はご意見をいただくという形でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、そういう形で進めることにいたしましょう。ちょっと手間暇かかりますけれど、ただ、多分、委員会の中だけでは理解できるとは思いませんので、そういう意味では少し委員の先生方にも汗をかいていただくということにいたしましょう。あと、ございますでしょうか。じゃあ、これで、一応、議題おわりになります。その他は何かございますか。

事務局： 4点、審議といたしましょうか、説明させていただきましたけれども、今回、私ども事務局のほうから提案をさせていただきました件につきましては、すべて、ご承認というかご決定いただいたということで、よろしゅうございますか。

委員長： いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一同： はい。

事務局： どうもありがとうございます。それでは事務局から申し上げます。次回、第3回委員会で審議していただく内容につきましては、本日、決定いただきました1次スクリーニング項目によるスクリーニング結果と2次スクリーニング案を予定しております。このうち1次スクリーニング結果についての審議におきましては、高知県情報公開条例の規定により非開示とする情報を含んだ資料を用いることも想定されます。その場合には審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、第3回委員会の審議の一部を非公開とさせていただきます可能性がございます。なお、本委員会設置要綱第6条第4項の規定によりまして、非公開とする場合には当委員会により決定するとされておりますので、一部を非公開にする場合には次回委員会でご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長： そういうことで、次回の第3回、一部非公開になる可能性があるということでもございました。後は、先ほどのスケジュールに関連しますが、次回の委員会、次回以降の開催日程について何かあれば事務局のほうからご説明願います。

事務局： はい、次回、第3回委員会につきましては、9月6日、水曜日、13時から高知市内で開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、委員長からもお話いただきましたが、エコサイクルセンターの見学、現在お二人の方から申し込みをいただいております。締切りも設定しておりましたが、取っ払いますので、ご都合のつく時間等お申し付けいただければ、我々で段取りいたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長： 先ほどの委員の強いおすすめというか、ご指摘もございますので、ぜひ皆さん、私も含めて先ほどの積極的に見学いただくことを私からもお願いいたします。その前に私が行かなきゃいけないですけどね。

委員： 個別に申し込むということですか。

事務局： お願いします。

委員： ひとりでも案内していただける。

事務局： 日程はちょっと調整させていただくこととなりますけれども。

委員長： 例えば所属が同じ方はできるだけ調整をすとか、そうしていただくとありがたいかとは思いますが。

委員： 8月21日にお願いをしています。委員長、一緒に行きませんか。

委員長： 8月21日、ちょっと今、自分の予定が分からない。覚えてないです。そうしたら、あと何かございますか。そうしましたら、以上で議事を終了いたします。委員の皆さん、お疲れ様でした。あとは最後にちょっとお仕事を皆さんに押し付けて、申し訳ございませんが、より良い審議をするために必要だ

というふうにご理解ください。進行を事務局にお返しします。

事務局： 委員長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、本日は長時間のご審議ありがとうございました。本日、決定していただきました事項につきましては、次回またご説明させていただきますし、宿題のほうもいくつか頂戴しておりますので、それもまた宿題をしまして、また、次回、採点していただきたいと思います。これで第2回の新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を閉会いたします。今日は本当にありがとうございました。

一同： ありがとうございました。